

文書番号	在宅. GH06	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/6	
発行日	2024. 5. 1	グループホーム敬愛運営規程	承認	理事長	起案	利光
版	9					

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人 聖徳園(以下「法人」という。)が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム敬愛」(以下「事業所」という。)において実施する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者に対して、適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「共同生活介護」という。)を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

この事業所が実施する事業は、認知症症状によって自立した生活が困難で、要介護状態にある利用者に対して、家庭的な環境、地域住民との交流のもとで、心身の特性をふまえ、利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、食事、入浴、排泄等の日常生活面での世話や、機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 事業の実施に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者・他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 前二項のほか、「枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」(平成24年枚方市条例第46号)、「枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」(平成24年枚方市条例第47号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 グループホーム敬愛
- 所在地 大阪府枚方市香里ヶ丘8丁目1番地

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

この事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名 (常勤職員 介護従業者兼務)

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 計画作成担当者 1名以上 (非常勤職員 居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務
常勤職員 介護職と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 9名 (常勤 5名 内1名管理者と兼務、1名計画作成者と兼務 非常勤 4名)

介護職員は、利用者に対し、必要な介護及び世話、支援を行う。

第5条 (事業所の利用定員)

事業所の利用定員は、7名とする。

第6条 (共同生活介護の内容)

共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助

第7条 (介護計画の作成)

計画作成担当者は、共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し、同意を得、交付するものとする。
- 3 共同生活介護計画の作成に当っては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、さらに作成後は、実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第8条 (利用料等)

共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省令第126号)、「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第128号)によるものとし、当該共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省令第126号)、「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第128号)の額によるものとする。
- 3 家賃等利用料は、次の各号のとおり徴収する。
 - (1) 家賃については、(月額) 53,000円、ただし、7号室については54,000円
 - (2) 食事の提供に関する費用については、(日額) 1,680円
 - (3) 光熱水費については、(月額) 21,000円
 - (4) 金銭の管理費(任意)については、(月額) 1,000円
 - (5) 日用品等については(月額) 3,000円

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、枚方市の区域とする。

第10条（入退所に当たっての留意事項）

共同生活介護の対象者は、要介護者（要支援者）であって、認知症の状態にあるもので、小人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- ① 認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ② 認知症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居決定に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して、自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置をすみやかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な関係に努める。

第11条（衛生管理）

共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

第12条（緊急時における対応、及び損害賠償方法）

サービス提供中に利用者に事故及び緊急の事態が発生した場合、速やかに利用者の主治医や医療連携しているひらかた聖徳園訪問看護ステーション、協力医療機関（有恵会香里ヶ丘病院一歯科含む）に連絡するとともに、予め指定する連絡先に連絡する。

- 2 当事業所の介護サービス利用中に利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、契約保険会社より損害賠償するものとする。（契約保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 福祉事業者総合賠償責任保険）
- 3 当事業所の介護サービス利用中に利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第13条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。又、協力医療機関や連携施設等との連
社会福祉法人 聖徳園

携方法や支援体制について、定期的に確認を行うものとする。

第14条（協力医療機関等）

主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。また、協力歯科医院連携機関を定めておくよう努めるものとする。

- 2 サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第15条（苦情処理）

共同生活介護の提供に係る利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法第23条及び基準第172条の2の規定により、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって、必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保健団体連合会（以下「国保連」という。）の調査に協力するとともに、国保連の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって、必要な改善を行うものとする。

第16条（身体拘束）

当事業所では身体拘束、その他精神や行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第17条（高齢者虐待防止について）

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止の為の指針の整備
 - (3) 人権の擁護、虐待を防止する為に必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し定期的な研修の実施する等の措置を講じるものとする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（個人情報の保護）

事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

第19条（情報公開）

事業所において自己評価および自主点検等を実施するとともに、外部評価機関等のサービス評価を受け、常にサービスの質の改善に努める。また、それらの結果を利用者及び家族等に報告し、必要に応じて、交付等も行う。また、事業所内に掲示する。

- 2 利用者及びその家族のプライバシーにかかる内容は、これに該当しない。

第20条（地域との連携）

共同生活介護事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 地域に開かれたサービスを提供するため、「運営推進会議」を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

（業務継続計画の策定等）

第21条

事業所は感染症や非常災害の発生時において入所者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は提起的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条（その他運営に関する留意事項）

本事業所はすべての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図る為の研修の機会を設けまた、業務体制を検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回(ただし、うち1回は人権に関する研修とする。)

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年11月15日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月14日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。